

議案第101号

石岡市監査委員条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市監査委員条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、条例中の引用条項を改正するため。

石岡市監査委員条例の一部を改正する条例

石岡市監査委員条例（平成17年石岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。